

確認検査手数料 別表

確認業務手数料は次の表による。なお、金額の単位は全て円とする。

■建築基準法第6条第1項第4号建築物(特殊建築物で床面積100㎡超200㎡以下を除く)及び、型式適合認定建築物

床面積(㎡)	建物種別		確認申請		中間検査		完了検査		計画変更	
	I	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ
100㎡以下	Ⅰ	一戸建ての住宅	¥18,000	(¥50,000)	¥20,000	(¥39,000)	¥22,000	(¥42,000)	¥9,000	(¥25,000)
	Ⅱ	Ⅰ以外	¥24,000	(¥58,000)	¥24,000	(¥42,000)	¥26,000	(¥45,000)	¥12,000	(¥29,000)
100㎡超 200㎡以下	Ⅰ	一戸建ての住宅	¥22,000	(¥55,000)	¥24,000	(¥46,000)	¥26,000	(¥48,000)	¥11,000	(¥28,000)
	Ⅱ	Ⅰ以外	¥28,000	(¥65,000)	¥28,000	(¥48,000)	¥30,000	(¥50,000)	¥14,000	(¥33,000)
200㎡超 500㎡以下	Ⅰ	一戸建ての住宅	¥28,000	(¥65,000)	¥33,000	(¥56,000)	¥35,000	(¥58,000)	¥14,000	(¥33,000)
	Ⅱ	Ⅰ以外	¥38,000	(¥75,000)	¥38,000	(¥58,000)	¥40,000	(¥60,000)	¥19,000	(¥38,000)

■上記以外の建築物

床面積(㎡)	確認申請	中間検査	完了検査	計画変更
100㎡以下	¥36,000 (¥50,000)	¥26,000 (¥31,000)	¥30,000 (¥33,000)	¥18,000 (¥25,000)
100㎡超 200㎡以下	¥40,000 (¥55,000)	¥28,000 (¥36,000)	¥33,000 (¥38,000)	¥20,000 (¥28,000)
200㎡超 500㎡以下	¥50,000 (¥65,000)	¥40,000 (¥48,000)	¥45,000 (¥50,000)	¥25,000 (¥35,000)
500㎡超 1,000㎡以下	¥82,000 (¥138,000)	¥80,000 (¥100,000)	¥100,000 (¥120,000)	¥42,000 (¥84,000)
1,000㎡超 2,000㎡以下	¥130,000 (¥195,000)	¥110,000 (¥130,000)	¥140,000 (¥160,000)	¥67,000 (¥125,000)
2,000㎡超 5,000㎡以下	—	—	—	—
5,000㎡超 10,000㎡以下	—	—	—	—

※()内は構造計算書(施行令81条)付又は増築等に伴う既存不適格調書付の料金とします。

※特殊建築物とは法別表第1(イ)欄に掲げる用途とします。

※一戸建て住宅とは、住宅以外の部分が全体の1/2未満かつ50㎡以下とします。

※計画変更は、変更内容が前案と規模・用途が同じ場合に限る。なお、当社以外で確認を受けた計画変更は一般料金、軽微な変更は計画変更料金となります。

※増築、用途変更等で計画変更の場合の料金は別途協議となります。

※当社以外で確認を受けた中間・完了検査の場合は50%増(千円未満は切り上げ)の料金となります。(例: ¥24,000×50%=¥12,000増)

※検査手数料には別途に検査出張料が加算されます。

■確認申請時に加算される料金

種類	消防同意 (500㎡以下のもの)	天空率の適用 (各天空率の種別毎)	日影規制対象	あらかじめの検討 (検討1ヶ所毎)	構造適判図書 整合確認料
手数料	¥3,000	¥5,000	¥5,000	¥10,000	¥30,000

※計画変更確認申請、軽微変更届の場合、変更内容に上記種類が含まれる場合、追加加算されます。

※上記、記載のない検証法等についての加算手数料は別途協議となります。

■検査出張料

千葉県	出張料	出張場所
¥0-	松戸市	
¥2,000-	市川市・鎌ヶ谷市・柏市・流山市	
¥4,000-	浦安市・船橋市・習志野市・八千代市	
¥8,000-	千葉市・八街市・富里市・成田市・神埼町・四街道市・佐倉市・酒々井町・印西市・栄町・我孫子市・野田市	
¥12,000-	袖ヶ浦市・市原市・長柄町・茂原市・大網白里市・東金市・山武市・芝山町・多古町・香取市	
¥15,000-	木更津市・長南町・睦沢町・一宮町・長生村・白子町・九十九里町・横芝光町・匝瑳市・旭市	
¥20,000-	富津市・君津市・大多喜町・いすみ市・東庄町・銚子市	
¥30,000-	鋸南町・鴨川市・勝浦市・御宿町	
¥40,000-	南房総市・館山市	

東京都	出張料	出張場所
¥2,000-	葛飾区	
¥4,000-	足立区・江戸川区	
¥8,000-	北区・荒川区・墨田区・台東区・江東区	
¥12,000-	豊島区・文京区・新宿区・千代田区・中央区	
¥15,000-	板橋区・中野区・渋谷区・港区	
¥20,000-	練馬区・杉並区・世田谷区・目黒区・品川区・大田区	
¥30,000-	清瀬市・東久留米市・西東京市・武蔵野市・三鷹市・調布市・狛江市・府中市・小金井市・国立市・国分寺市・立川市・小平市	
¥40,000-	東村山市・東大和市・武蔵村山市・瑞穂町・羽村市・福生市・昭島市・日野市・多摩市・稲城市・町田市・八王子市	
¥50,000-	上記以外の地域	

埼玉県	出張料	出張場所
¥2,000-	三郷市	
¥4,000-	八潮市・草加市・吉川市	
¥8,000-	川口市・越谷市・松伏町	
¥12,000-	蕨市・戸田市・さいたま市・春日部市	
¥15,000-	和光市・新座市・朝霞市・志木市・三芳町・富士見市・ふじみ野市・上尾市・伊奈町・蓮田市・白岡市・宮代町・杉戸町・幸手町	
¥20,000-	所沢市・狭山市・川越市・川島町・桶川市・北本町・久喜市	
¥30,000-	入間市・日高市・鶴ヶ島市・坂戸市・吉見町・鴻巣市・加須市・羽生市・行田市・熊谷市	
¥40,000-	飯能市・秩父市・東松山市	
¥50,000-	上記以外の地域	

茨城県	
出張料	出張場所
¥4,000-	守谷市・取手市・利根町・河内町・龍ヶ崎市
¥8,000-	坂東市・常総市・つくばみらい市・牛久市・稲敷市
¥12,000-	五霞市・塚町・下妻市・つくば市・土浦市・阿見町・美穂村・潮来市
¥15,000-	古河市・八千代町・かすみがうら市・行方市
¥20,000-	結城市・筑西市・石岡市・小美玉市・銚田市・鹿嶋市・神栖市
¥30,000-	桜川市・笠間市・茨城町・大洗町・水戸市
¥40,000-	城里町・那珂市・ひたちなか市・東海村
¥50,000-	上記以外の地域

※出張料については確認検査員1名の料金です。
 ※検査内容により確認検査員が増える場合があります。
 ※検査内容により宿泊が必要になる場合は別途費用が必要となります。
 ※中間・完了検査の再検査手数料は手数料の半額に、検査出張料が加算されます。

■建築確認に付随する、工作物・昇降機・建築設備の料金

申請種別		確認申請	中間検査	完了検査	計画変更
工作物令138条第1項 (広告塔・鉄塔・擁壁等)	高さ:5m以下	¥30,000	—	¥35,000	¥18,000
	高さ:20m以下	¥50,000	—	¥55,000	¥30,000
	高さ:20m超	¥100,000	—	¥100,000	¥60,000
令138条第2項、第3項は個別協議による		—	—	—	—
建築設備 (ホームエレベーター)	型式部材等製造者認証 を取得済昇降機	¥20,000	—	¥25,000	¥10,000
	型式部材等製造者認証 無しの昇降機	¥30,000	—	¥35,000	¥15,000
建築設備 (昇降機)	型式部材等製造者認証 を取得済昇降機	¥30,000	—	¥35,000	¥15,000
	型式部材等製造者認証 無しの昇降機	¥40,000	—	¥45,000	¥20,000
建築設備 (小荷物専用昇降機)		¥20,000	—	¥25,000	¥10,000
建築設備		機械排煙・換気・空調	—	¥35,000	¥15,000

※工作物の擁壁は原則1形状の単個となりますのでご注意ください。
 ※検査手数料には別途検査出張料が加算されます。

■仮使用認定料金

申請種別	仮使用申請
500㎡以下	¥80,000
500㎡超 1,000㎡以下	¥130,000
1,000㎡超 2,000㎡以下	¥180,000
2,000㎡超 5,000㎡以下	—
5,000㎡超 10,000㎡以下	—
特別加算 昇降機1機(着床部2ヶ所まで)	完了検査料金と同額

※検査手数料には別途検査出張料が加算されます。
 ※昇降機の数及び着床階の数による料金をご相談下さい。

■その他の業務

届出	建築主等変更等届 工事監理者変更等届 工事施工者決定等届	記載事項変更届	軽微変更届 証明書交付申請	工事取りやめ届	軽微な変更説明書 取り下げ届 中間検査取り下げ届 完了検査取り下げ届
手数料	¥3,000	¥4,000	¥5,000	¥2,000	¥0

※軽微変更届で構造の検討が有る場合は計画変更の構造付きの金額の50%が追加加算されます。(例:¥22,000×50%=¥11,000増)
 ※軽微な変更は最初に相談し中間、完了検査の申請に記載して下さい。現場等での指摘の場合、説明書等の提出、その後に軽微変更届の提出となりますのでご
 注意下さい。
 ※各取り下げ届について確認審査(検査)済のものについては審査(検査)代金が発生致します。

■省エネ適合性判定を要する建築物の完了検査割増料金

床面積(㎡)	料金
1,000㎡以下	¥20,000
2,000㎡以下	¥30,000

※当社以外で確認を受けた場合は50%増(千円未満は切り上げ)の料金となります。(例:¥20,000×50%=¥10,000増)

■構造計算適合性判定を要する場合の事務手数料

1. 建築物(構造体として一棟につき)
 構造計算適合性判定(以下「判定」という。)の必要なものについては、構造体として一棟につき、30,000円を加えた額の手数料とします。
 注)適判機関の審査により不適格が発覚し、判定が不適格となった場合には、構造判定手数料から3,000円を差し引いた金額をお返し致します。

■確認申請時に減額される料金

1. 災害
 災害(火災含む)により建物等を建設する場合、罹災証明の提出により、各手数料の20%を減額する。ただし、他の割引との併用はできません。
 また、割引単位は千円単位とし、百円の単位は割引しません。